

議案第 33 号

幸手市水道事業給水条例の一部を改正する条例

幸手市水道事業給水条例(平成9年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第42条第11号中「建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項」を「建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項」に改める。

第43条第8号中「建設業法施行令第34条第1項及び第2項」を「建設業法施行令第37条第1項及び第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月2日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に関する引用条項の改正をしたいので、この案を提出するものである。